

## マージン率等の情報提供

株式会社 西日本ビルサービス

対象期間 2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日

標記については、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

- 1 派遣労働者の数            2 名
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数            1 事業所
- 3 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た割合（マージン率）            29.42%
- 4 教育訓練に関する事項  
入職時の基本業務の研修、該当派遣労働者、有給
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額    15,753 円
- 6 派遣労働者の賃金の額の平均額        11,117 円
- 7 労使協定締結の有無            有  
当該協定の有効期間の終了日：2027 年 3 月 31 日  
当該協定の対象従業員の範囲：長崎県内の派遣先で建物設備運転監視の業務に従事する従業員
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）及び通勤費等の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。